

平成23年度
佐世保市水道局事業概要



佐世保市水道局

平成 23 年度佐世保市水道局事業概要（目次）

	頁
1 水道	
1 1 事業沿革	1
1 2 平成 23 年度事業概況	3
1 3 平成 23 年度主な出来事	6
1 4 資料編	
1 4 1 事業部編	
1 4 1 1 水道	7
1 4 1 2 簡易水道	13
1 4 1 3 水質	15
1 4 2 経営管理部編	
1 4 2 1 料金	16
1 4 2 2 財政	17
1 4 3 水道事業業務実績	20
2 下水道	
2 1 事業沿革	21
2 2 平成 23 年度事業概況	23
2 3 平成 23 年度主な出来事	25
2 4 資料編	
2 4 1 事業部編	
2 4 1 1 下水道	26
2 4 1 2 再生水	29
2 4 1 3 水質	31
2 4 2 経営管理部編	
2 4 2 1 使用料及び負担金	32
2 4 2 2 財政	34
2 4 3 下水道事業業務実績	37
3 機構	
3 1 機構図	38
3 2 事務分掌	39

水道

1.1 事業沿革

佐世保市水道のあゆみ

（水道の創設）

本市の水道は、明治時代に誕生しました。当時は海軍鎮守府の設置にともない、人口が増加し防疫・防災のため水道水の必要性が大きく増加したことから、明治 36 年 4 月旧海軍水道の分与を受け、人力により水の配給を行ったことを始まりとし、明治 40 年 9 月に全国 10 番目の近代水道（鉄管による給水）として給水を開始しました。

（水道運営の一本化）

昭和 25 年に制定された旧軍港市転換法に基づき軍由来の水道施設が市へ移管されることとなり、軍・市の各々が運営していた水道は市の水道として一本化されることとなりました。

（事業経過）

佐世保市では創設期から終戦までに 1 期～4 期の拡張事業を行い、終戦後は 5 期から 8 期までの拡張事業を完成させ、現在は 9 期拡張事業を継続しているところです。

事業名	認可年月日	目標	事業概要
創設	M38.8.11	M41.3	施設拡張・配水管布設
第 1 期拡張	M41.8.29	M42.3	〃
第 2 期拡張	M44.5.15	M44.12	〃
第 3 期拡張	T12.2.5	T15.3	〃
第 4 期拡張	S9.3.31	S15.5	菰田ダム建設
第 5 期拡張	S26.12.16	S31.3	川谷ダム建設
第 6 期拡張	S33.1.21	S36.3	高部地区給水
第 7 期拡張	S39.12.7	S46.3	下の原ダム建設
第 8 期拡張	S45.3.31	S48.3	川棚川取水
第 8 期（追加）	S47.1.10	S50.3	俵ヶ浦半島給水
第 9 期拡張	S51.1.10	S60.3	石木ダム建設
第 9 期（追加）	S54.3.22	S60.3	浅子・高島地区給水
第 9 期（追加）	S56.12.24	S60.3	針尾・江上地区給水
第 9 期（追加）	H3.4.9	H11.3	中里北地区他給水
第 9 期（追加）	H8.3.29	H17.3	上柚木地区給水
第 9 期（追加）	H12.10.25	H29.3	下の原ダム再開発 上小舟・柚木地区給水
第 9 期（届出）	H17.3.18	H29.3	新港地区給水
第 9 期（届出）	H17.3.18	H29.3	吉井町水道事業譲受
第 9 期（届出）	H18.3.28	H29.3	小佐々町水道事業譲受
第 9 期（届出）	H22.3.26	H29.3	江迎町水道事業譲受
第 9 期（届出）	H23.1.27	H29.3	浄水方法の変更

(佐世保市上下水道ビジョン)

平成20年4月に水道事業及び下水道事業のマスタープランとなる「佐世保市上下水道ビジョン」を策定しました。これは、国のビジョンや本市の第6次総合計画を踏まえて基本理念を示しています。

基本理念 「信頼される水道及び下水道を次の100年へ」

佐世保市上下水道ビジョンのうち水道事業に関して、基本理念を元に基本方針を示しております。

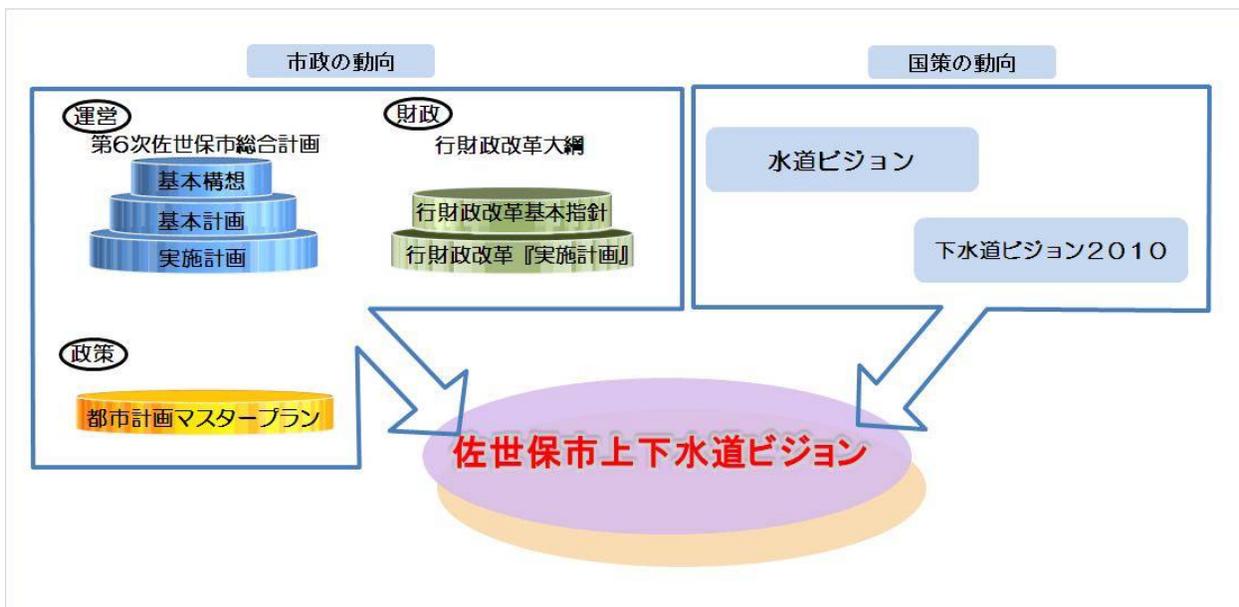
基本方針

「安全で安心な水づくり」

「快適で安定した水づくり」

「環境に配慮した水づくり」

佐世保市水道局では、上記を基本理念として掲げ・基本方針を基に現実の問題・課題に対応しております。



1.2 平成23年度事業概況

本年度も、「安全で安心な水づくり」「快適で安定した水づくり」「環境に配慮した水づくり」の基本方針をふまえて、水道施設の維持管理・改良整備及び更新等を実施しました。

主な事業概況は次のとおりです。

1 給水状況

年間総配水量は、30,344,366 m³で、前年度 30,797,796 m³と比べ 453,430 m³（1.5%）減少しました。

また、有収水量については、26,048,845 m³で、前年度 26,197,309 m³と比べ 148,464 m³（0.6%）減少しました。

2 平成23年度主要事業

①水道施設整備事業

・【干尽町周辺配水本管布設（その5-2）工事】や【吉岡ポンプ所更新工事】等が完了しました。



【干尽町周辺配水本管布設（その5-2）工事】



【吉岡ポンプ所更新工事】

・管路の漏水防止対策のため配水管【赤崎町1411付近配水管布設その2】等の老朽管（延長3565.9m）を布設替えしました。また、安定給水のため【干尽町周辺配水本管布設その5-2】等の新設管（延長352.6m）を布設しました。

・【遠方監視装置整備（ポンプ所等）】の配水施設整備、【下の原隧道補強工事】の導水施設整備、市内一円の配水管移設等を行いました。（改良事業）



【遠方監視装置整備（ポンプ所等）】



【下の原隧道補強工事】

- ・世知原及び宇久地区において配水管布設（延長 222.2m）などを行いました。（簡易水道事業）

②北部浄水場（仮称）統合事業

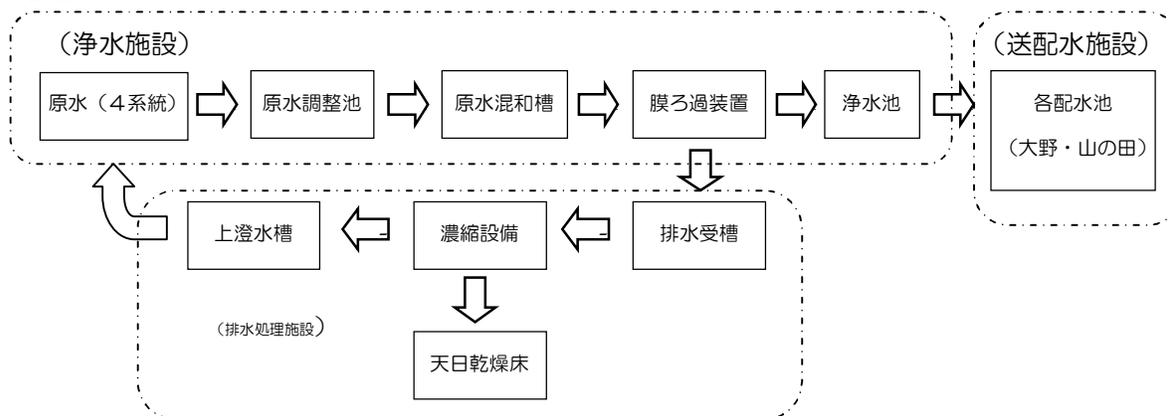
【施設の概要】

項目	内容
事業名	佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業
事業方式	DBO 方式
事業期間	平成 22 年 10 月 29 日～平成 42 年 3 月 31 日
設計・建設期間	平成 22 年 10 月 29 日～平成 27 年 3 月 31 日
維持管理・運営期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 42 年 3 月 31 日
浄水処理能力	50,600m ³ /日

【事業の特徴】

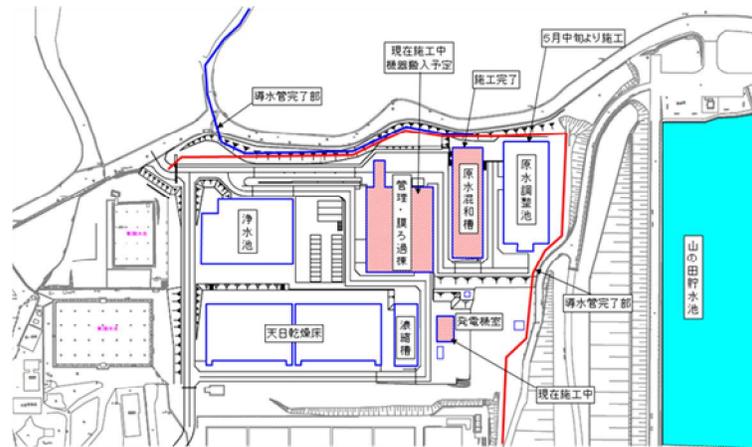
- ・設計、建設及び維持管理を含んだ DBO 事業で行います。
- ・膜ろ過方式により安定的な水供給を行います。
- ・水質の連続的な測定により、安全性を確保します。
- ・太陽光などの未利用エネルギーを活用します。

【処理フロー】



【23 年度概況】

山の田浄水場と大野浄水場を統合した膜ろ過方式による北部浄水場（仮称）の本格的な本体工事に着手し、浄水施設のうち「管理・膜ろ過棟」、「原水混和槽」の建設工事及び施設内の設備工事を実施しました。平成 27 年度からの全体供用開始を目指し、残りの浄水施設と排水処理施設の建設を実施していきます。



※赤塗部が平成 23 年度工事実施の施設

【建設工事の現況】（平成 24 年 3 月 山の田貯水池より撮影）



③第9期拡張事業

石木ダム建設関連事業として、県が事業主体として行う、調査設計費や工事費の一部を負担しました。

3 経営状況

事業収益は、6,425,122 千円で前年度 6,304,642 千円に比べ、120,480 千円（1.9%）増加しました。これは、主に給水収益において、平成 22 年 4 月に行った料金改定の影響が平年度化したことによるものです。一方、事業費用は、5,254,098 千円で前年度 5,311,709 千円に比べ、57,611 千円（1.1%）減少しました。これは、主に合併地域の各出張所を北部管理事務所に統合したことや、開始及び中止メーター検針業務の委託化など事務事業見直しを行い、経営改善に努めたことによるものです。以上の結果、事業収益から事業費用を差し引いた収支差し引きは 1,171,024 千円の純利益となりました。



1.3 平成23年度主な出来事



4月

1 日 機構改革の実施

水道及び下水道施設の建設から維持までを一体的に行うとともに、一部の営業所を廃止し、閉鎖するなど、経営健全化のため効率的な組織の再編を行いました。

水道料金のコンビニエンスストアでの収納を開始しました。

水道料金の納付選択制（隔月または毎月）を開始しました。

7月

26 日 石木ダム建設促進

国土交通省が進めている、できるだけダムに頼らない治水への政策転換に従い、平成22年度から県において検討作業が行われており、5月に「関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」が開催され石木ダムが他の事業よりも優位であるとの判断が出されました。これを踏まえて県は、対応方針（案）を作成。5月～6月に長崎県公共事業評価監視委員会の審議を経て、7月26日に国へ石木ダムの検討結果報告書を提出されました。

7月

31 日 水の日 inSASEBO

13:30 セレモニー

14:15 パレード（三ヶ町アーケード～島瀬）

14:30 天神幼稚園・白南風幼稚園（お遊戯）

佐世保よかよかかちえる隊（よさこい）

三ヶ町こども蛇踊り



9月

5 日～9 日 水を大切にする日

9月6日の「水を大切にする日」の啓発イベントとして本庁舎1Fロビーにてパネル展を実施しました。



2月

10 日 水道局渇水対策本部を設置

佐世保市全域において12月より少雨傾向が続き、特に小佐々地区においては水道局渇水対策本部を設置しました。

2月7日佐々町と水道の応援給水協定書により協議を行い、応援給水の許可を得て2月9日から3月7日までの28日間で3,892m³の応援給水を受けました。

なお、3月6日に本部を解散しました。

次 業 編



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



(1) 取水施設

a) 認可施設

地 区	名 称	水源・水系名河川名等	種別	取水能力(許可取水量等)	
				m ³ /s	m ³ /d
佐世保	山 の 田	佐世保川水系 佐世保川	表流水(ダム)	0.073	6,300
	転 石	相浦川水系 久保仁田川	表流水(ダム)	0.031	2,700
	菰 田	相浦川水系 小川内川	表流水(ダム)	0.146	12,600
	相 当	相浦川水系 牟田川	表流水(ダム)	0.066	5,700
	川 谷	相浦川水系 相浦川	表流水(ダム)	0.154	13,300
	相 浦 川	相浦川水系 相浦川	表 流 水	0.052	4,500
	下 の 原	小森川水系 鷹の巣川	表流水(ダム)	0.171	14,800
	川 棚	川棚川水系 川棚川	表 流 水	0.173	15,000
	小 森 川	小森川水系 小森川	表 流 水	0.024	2,100
	小 計				0.890

吉井	御 橋	佐々川御橋水源	表 流 水	0.0167	1,440
	踊 瀬	踊瀬ダム 吉元川	表 流 水	0.0139	1,200
		踊瀬川水源	表 流 水	0.0046	400
	小 計				0.0352

小佐々	つ づ ら	小佐々川水系 つづら川	表 流 水	0.0286	2,470
	鎌 投	鎌投・深井戸	地 下 水	0.0104	900
	平 原	平原・深井戸	地 下 水	0.0017	150
	楠 泊	祝ヶ浦・大野川・楠泊貯水池	表 流 水	0.0056	480
	小 計				0.0463

江迎	潜 竜	第2水源 江迎川	表 流 水	0.0081	700
		第3水源 潜竜浄水場内	地 下 水	0.0068	590
	猪 調	第4水源 深井戸	地 下 水	0.0017	150
	中 尾	第1水源 嘉例川	表 流 水	0.012	990
	小 計				0.0286

合 計				1.0001	86,470
-----	--	--	--	--------	--------

b) 認可外施設

区分	名称	水源・水系名河川名等	種別	施設能力 m ³ /日	備考
暫定	川棚（暫定豊水）	川棚川水系 川棚川	表流水	5,000	暫定豊水水利

※暫定豊水:石木ダムが完成するまでの間、河川水が豊かな場合に限り暫定的に取水することができる水利権。

予備	四条橋	相浦川水系 相浦川	表流水	18,000	慣行水利
	三本木	相浦川水系 相浦川	表流水	4,500	慣行水利
	岡本湧	湧水	湧水	1,000	自己水源

※慣行水利:河川法が施行される明治 29 年以前から、又は河川法の指定を受ける前から取水していた場合に、既得権として認められる水利権

岡本貯水池

岡本貯水池は日清戦争後、旧海軍によって農業用のため池を改造してつくられました。

第 2 貯水池は、当時では珍しい円形の貯水池であり、海軍が高度な技術を擁していたことを窺い知ることができる大変貴重な施設です。現在は白仁田簡易水道、十文野専用水道、野中専用水道の水源となっているほか、佐世保市の水道水にも使用しています。



岡本水源地全景



第 1 貯水池取水塔



第 2 貯水池



第 2 貯水池建設の様子（明治 33 年ごろ）



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



(2) 貯水施設

豊水時の水を貯留し、降水量の変動を吸収して、取水の安定を図る水道施設です。

地区	名称	外観	施設能力等	地区	名称	外観	施設能力等
佐世保 北部	山の田		有効貯水量 551,000 m ³ 許可取水量 0.073 m ³ /s (6,300 m ³ /日)	佐世保 南部	下の原		有効貯水量 2,182,000 m ³ 許可取水量 0.171 m ³ /s (14,800 m ³ /日)
	転石		有効貯水量 233,000 m ³ 許可取水量 0.031 m ³ /s (2,700 m ³ /日)	吉井	踊瀬		有効貯水量 48,000 m ³ 許可取水量 0.0139 m ³ /s (1,200 m ³ /日)
	菰田		有効貯水量 1,462,000 m ³ 許可取水量 0.146 m ³ /s (12,600 m ³ /日)	小佐々	つづら		有効貯水量 86,000 m ³ 許可取水量 0.0286 m ³ /s (2,470 m ³ /日)
	相当		有効貯水量 400,000 m ³ 許可取水量 0.066 m ³ /s (5,700 m ³ /日)		楠泊		有効貯水量 6,000 m ³ 計画取水量 0.0056 m ³ /s (480 m ³ /日)
	川谷		有効貯水量 1,610,000 m ³ ※1 許可取水量 0.154 m ³ /s (13,300 m ³ /日)	鹿町	樋口		有効貯水量 67,000 m ³ 許可取水量 0.0058 m ³ /s (500 m ³ /日)

※1 川谷ダムは 5月1日～9月30日の洪水警戒時の間、貯水容量 1,350,000 m³となります。

(3) 導水施設(導水管)

取水施設を経た水を浄水場まで導く施設です。

(単位：m)

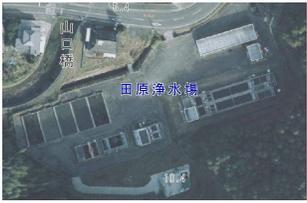
管轄 \ 口径	φ30	φ40	φ50	φ65	φ75	φ100	φ125	φ150	φ200	φ250
佐世保地区	0	0	0	0	0	310	0	2,044	2,231	0
吉井地区	0	0	0	0	0	425	270	0	52	222
小佐々地区	0	0	159	0	3,735	762	0	2,229	2,316	296
江迎地区	0	0	0	0	2,053	151	0	17	487	0

管轄 \ 口径	φ300	φ350	φ400	φ450	φ500	φ550	φ600	φ650	φ700	合計
佐世保地区	8,340	7,762	850	9,572	19,630		6,376		4,490	61,598
吉井地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,009
小佐々地区	104	0	0	0	0	0	0	0	0	9,601
江迎地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,708

(4) 浄水施設

水源から送られた原水を飲用に適するよう処理する施設です。

地区	名称	外観	ろ過方式	地区	名称	外観	ろ過方式
佐世保 北部	山の田		緩速 公称能力 33,500 m ³ /日	佐世保 南部	広田		急速 公称能力 36,000 m ³ /日
	大野		急速 公称能力 35,000 m ³ /日		御橋		急速 公称能力 1,440 m ³ /日
	柚木		急速 公称能力 14,000 m ³ /日	吉井	踊瀬		緩速 公称能力 1,200 m ³ /日

地区	名称	外観	ろ過方式	地区	名称	外観	ろ過方式
小佐々	田原		急速 公称能力 3,520 m ³ /日	江迎	江迎		急速 公称能力 900 m ³ /日
	楠泊		緩速 公称能力 480 m ³ /日		潜竜		緩速 公称能力 2,100 m ³ /日

(5) 送・配水施設

各浄水施設において飲用に適するように作られた浄水を使用者の皆様へお送りする施設です。

①送水管路

(単位：m)

口径 管轄	φ50	φ75	φ100	φ125	φ150	φ200	φ250	φ300	φ350
佐世保地区	10,006	24,784	9,632	0	22,293	5,613	9,282	4,837	19,105
吉井地区	5,792	5,267	3,785	0	1,288	245	0	0	0
小佐々地区	4,152	648	2,085	512	388	5,202	808	0	0
江迎地区	3,635	6,021	378	0	350	40	0	0	0

口径 管轄	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700	φ800			合計
佐世保地区	1,296	305	82	28	0	0			107,263
吉井地区	0	0	0	0	0	0			16,377
小佐々地区	0	0	0	0	0	0			13,795
江迎地区	0	0	0	0	0	0			10,424

②配水管路

(単位：m)

口径 管轄	φ50	φ75	φ100	φ125	φ150	φ200	φ250	φ300	φ350
佐世保地区	235,995	99,060	213,707	0	263,713	85,776	54,622	21,843	31,565
吉井地区	19,418	29,784	9,577	115	6,459	2,426	644	0	66
小佐々地区	11,918	22,563	12,048	6	8,756	4,762	505	0	0
江迎地区	16,509	26,334	18,566	0	13,792	1,909	0	0	0

口径 管轄	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700	φ800			合計
佐世保地区	13,927	11,518	8,276	8,202	6,653	7,120			1,061,977
吉井地区	0	0	0	0	0	0			68,489
小佐々地区	0	0	0	0	0	0			60,558
江迎地区	0	0	0	0	0	0			77,110

③送・配水施設

地 区	ポンプ所箇所数	配水池箇所数
佐世保地区	78 箇所	126 箇所
吉井地区	17 箇所	13 箇所
小佐々地区	19 箇所	22 箇所
江迎地区	10 箇所	13 箇所



1.4.1.2 資料編(事業部編・簡易水道)



本市は、山からすぐ海に臨んでおり、平坦地に乏しく、地形的に給水区域から離れている給水困難な山間部があります。したがって、そのような地区については簡易水道事業及び飲料水供給施設事業により水道水の供給が行われています。

(1) 簡易水道事業

本市は、下記の地区を簡易水道事業として運営しています。

① 佐世保地区

No	名称	一日最大給水量		No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H23年度)			計画	実績(H23年度)
1	白仁田簡易水道	40m ³	72m ³	7	東下岳簡易水道	26m ³	19m ³
2	黒島本村地区簡易水道	40m ³	50m ³	8	平松簡易水道	109m ³	64m ³
3	田代簡易水道	30m ³	53m ³	9	潜木・戸平田地区簡易水道	93m ³	54m ³
4	上原・桑木場地区簡易水道	24m ³	28m ³	10	下宇戸・川谷地区簡易水道	48m ³	83m ³
5	赤木簡易水道	64m ³	66m ³	11	筒井・西下岳地区簡易水道	52m ³	18m ³
6	上木場簡易水道	70m ³	52m ³	12	弓張・高筈地区簡易水道	77m ³	77m ³

② 世知原地区

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H23年度)
1	世知原地区簡易水道	1,385m ³	1,613m ³
2	上野原地区簡易水道	104m ³	123m ³

③ 宇久地区

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H23年度)
1	平地区簡易水道	1,450m ³	907m ³
2	神浦地区簡易水道	700m ³	740m ³
3	北部地区簡易水道	310m ³	308m ³

④ 小佐々地区

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H23年度)
1	矢岳地区簡易水道	204m ³	333m ³

⑤ 鹿町町地区

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H23年度)
1	鹿町北部地区簡易水道	1,160m ³	1,974m ³
2	船ノ村地区簡易水道	93m ³	85m ³
3	歌ヶ浦地区簡易水道	786m ³	831m ³
4	神林地区簡易水道	298m ³	494m ³

(2) 飲料水供給施設事業

本市は、下記の地区を飲料水供給施設事業として運営しています。

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H23年度)
1	上開作飲料水供給施設	16m ³	24m ³
2	下開作飲料水供給施設	26m ³	50m ³

【用語説明】

本資料中（水道）の用語の意味を記載しております。

用語	内 容
行政区域内人口	佐世保市内の住民基本台帳人口と佐世保市内の外国人登録の合計。
給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。 ただし、給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。
普及率	人口に対する給水人口の割合。 普及率＝給水人口÷給水区域内人口
給水戸数	給水契約の対象となっている戸数。
総給水量	給水区域に対して給水した実績水量をいう。
有収水量	料金徴収の基礎となった水量。
一日平均給水量	総給水量を365日（うるう年は366日）で除したもの。
有収率	総給水量に対する有収水量の割合。 有収率＝有収水量÷総給水量
配水管	配水本管と配水支管からなる。配水本管は、配水支管へ浄水を輸送する役割をもち、配水支管は、本管から受けた浄水を給水管に分岐する役割をもつ。
職員数	水道事業に係る職員の数进行いう。
供給単価	有収水量1m ³ あたりの収益（収入）をいう。
給水原価	有収水量1m ³ あたりの費用（支出）をいう。
有収水量	料金徴収の基礎となった水量をいう。
有効無収水量	使用上無効と見られる水量のこと。無収水量ともいう。
有効水量	総給水量のうち、漏水等を除いて有効に利用された水量。
有効率	総給水量に対する有効水量の割合。 有効率＝有効水量÷総給水量
漏水量	配水本支管及び水道メーター上流の給水管から漏れている水のこと。
簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業をいう。 （水道法3条3項）
飲料水供給施設	給水人口が100人以下の地域において、人の飲用に供する水を供給する施設等の総体をいう。計画給水人口が100人以下であるため、水道法に基づく水道事業には該当しない。主に他の水道給水区域と離れているなど、他の水道に接続していないため、その区域のみに水道を供給する必要がある場合に設置される。

参考文献 日本水道協会編「水道用語辞典 第二版」



1.4.1.3 資料編(事業部編・水質)



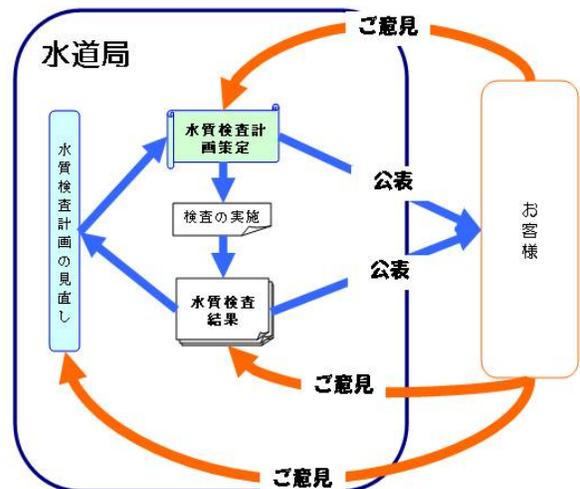
水道水の水質は、水道法に定められた水質基準を満たしていなければなりません。水道局では、皆さんに安全な水道水を提供するため様々な検査を行っています。

(基本方針)

- ① 水質検査は、浄水場の系統を代表する給水栓(蛇口)、浄水場の入口である貯水池・河川水などの原水で行いました。
- ② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目および水質管理上必要と判断される項目について行いました。
- ③ 検査頻度は、水源の種類、検査項目のこれまでの状況などを考慮して決めました。
- ④ 佐世保地域・簡易水道については、分析機器の整備上、自己検査と検査機関委託(厚生労働大臣の登録を受けた検査機関)に分けて行い、また、世知原・吉井・小佐々・宇久・江迎・鹿町地域については全項目を検査機関に委託し、水道水の安全性の確保に努めました。

(水質検査計画の作成・公表)

水質検査計画は毎年度作成し、ホームページで公表します。なお、水質検査計画については、毎年度見直しを行い、状況に応じてその都度改正します。



(平成23年度の水質検査概要)

水道局では、水道法に基づき、水質検査を行っております。

詳細な水質検査結果についてはホームページにて公表しております。

検査概要は、以下の通りです。

毎月検査：おおむね1か月に1回以上行う項目検査

4回/1年検査：おおむね3か月に1回以上行う項目検査

1回/1年検査：4回/1年検査の項目について、一定の条件を満たし、省略が可能とされる項目検査



1.4.2.1 資料編(経営管理部編・料金)



(1) 水道料金表(2か月料金)

※下記料金表により算出した額に別途消費税等を加算

用途別	基本料金		超過料金(1 m ³ につき)	
	基本水量	金額	水量	金額
一般	20 m ³ まで	2,968 円	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	233 円
	ただし、 使用水量が 10 m ³ 以下の場合、 1,728 円となります。		40 m ³ を超え 100 m ³ まで	253 円
			100 m ³ を超え 200 m ³ まで	273 円
			200 m ³ を超え 400 m ³ まで	302 円
			400 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	305 円
			1,000 m ³ を超え 2,000 m ³ まで	309 円
			2,000 m ³ を超えるもの	312 円
公衆浴場	200 m ³ まで	7,846 円	200 m ³ を超えるもの	60 円
私設消火栓	演習 1 回 (10 分間以内)につき	2,935 円		

算出方法(例) 2 か月で 50 m³使用した場合(消費税込み)

$$\left(\underset{\text{(20 m³までの基本料金)}}{2,968 \text{円}} + \underset{\text{(超過料金)}}{(20 \text{ m}^3 \times 233 \text{円})} + \underset{\text{(消費税の加算)}}{(10 \text{ m}^3 \times 253 \text{円})} \right) \times 1.05 = 10,665 \text{円}$$

(2) 水道料金収入状況(税抜き)

(単位:円)

区分	平成 21 年度決算	平成 22 年度決算	平成 23 年度決算
一般	4,779,856,379	5,759,211,707	5,883,703,809
公衆浴場	571,524	543,024	446,079
私設消火栓	4,904	8,805	8,805
合計	4,780,432,807	5,759,763,536	5,884,158,693

21 年度の数値は江迎町・鹿町町分を含まない



1.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市水道事業損益計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

当年度事業の経営成績を表したものが損益計算書です。経営成績とは、結果として一年間にどのくらい利益を出したのか、損失が生じたのかを表現しています。

水道事業収益（営業収益＋営業外収益＋特別利益）－水道事業費用（営業費用＋営業外費用＋特別損失）
＝利益（黒字）または 損失（赤字）

1	営業収益	円	円	円
	(1) 給水収益	5,884,158,693		
	(2) 加入金	36,640,000		
	(3) 受託工事収益	733,203		
	(4) その他営業収益	51,747,860	5,973,279,756	
2	営業費用	円	円	円
	(1) 原水費	186,259,577		
	(2) 浄水費	744,432,531		
	(3) 配給水費	1,115,848,218		
	(4) 受託工事費	733,280		
	(5) 業務費	310,732,206		
	(6) 総係費	344,916,958		
	(7) 減価償却費	1,793,742,724		
	(8) 資産減耗費	5,236,067	4,501,901,561	
	営業利益			1,471,378,195
3	営業外収益	円	円	円
	(1) 受取利息及び配当金	2,442,952		
	(2) 他会計補助金	412,620,025		
	(3) 雑収益	36,620,681	451,683,658	
4	営業外費用	円	円	円
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	699,240,366		
	(2) 雑支出	32,685,239	731,925,605	△ 280,241,947
	経常利益			1,191,136,248
5	特別利益		円	円
	(1) 固定資産売却益	158,623	158,623	
6	特別損失	円	円	円
	(1) 過年度損益修正損	20,270,644	20,270,644	△ 20,112,021
	当年度純利益			1,171,024,227
	前年度繰越利益剰余金			647,060,518
	当年度未処分利益剰余金			1,818,084,745

佐世保市水道事業損益計算書 (H21~H23)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額 (円)	構成比率 (%)	金額 (円)	構成比率 (%)	金額 (円)	構成比率 (%)
水道事業収益	5,082,558,277	100.0	6,304,641,692	100.0	6,425,122,037	100.0
営業収益	4,867,971,017	95.8	5,863,120,521	93.0	5,973,279,756	93.0
給水収益	4,780,432,807	94.1	5,759,763,536	91.3	5,884,158,693	91.6
加入金	40,250,000	0.8	37,940,000	0.6	36,640,000	0.6
受託工事収益	12,098,284	0.2	10,003,690	0.2	733,203	0.0
その他営業収益	35,189,926	0.7	55,413,295	0.9	51,747,860	0.8
営業外収益	214,587,260	4.2	441,521,171	7.0	451,683,658	7.0
受取利息及び配当金	0	0.0	0	0.0	2,442,952	0.0
他会計補助金	176,872,986	3.5	408,924,302	6.5	412,620,025	6.4
県補助金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
雑収益	37,714,274	0.7	32,596,869	0.5	36,620,681	0.6
特別利益	0	0.0	0	0.0	158,623	0.0
水道事業費用	5,175,534,153	100.0	5,311,708,676	100.0	5,254,097,810	100.0
営業費用	4,412,304,595	85.2	4,551,901,198	85.7	4,501,901,561	85.7
原水費	171,663,849	3.3	165,874,434	3.1	186,259,577	3.6
浄水費	738,909,412	14.3	726,975,044	13.7	744,432,531	14.2
配給水費	1,127,999,413	21.8	1,162,120,873	21.9	1,115,848,218	21.2
受託工事費	12,431,974	0.2	10,320,380	0.2	733,280	0.0
業務費	322,402,601	6.2	335,482,792	6.3	310,732,206	5.9
総係費	364,864,112	7.1	350,647,857	6.6	344,916,958	6.6
減価償却費	1,673,028,759	32.3	1,794,005,898	33.8	1,793,742,724	34.1
資産減耗費	1,004,475	0.0	6,473,920	0.1	5,236,067	0.1
営業外費用	743,103,050	14.4	741,256,003	13.9	731,925,605	13.9
支払利息及び企業債取扱諸費	742,877,385	14.4	723,947,052	13.6	699,240,366	13.3
雑支出	225,665	0.0	17,308,951	0.3	32,685,239	0.6
特別損失	20,126,508	0.4	18,551,475	0.4	20,270,644	0.4
当年度純利益 (△純損失)	△ 92,975,876		992,933,016		1,171,024,227	

佐世保市水道事業貸借対照表（平成24年3月31日）

事業の財政状態（資金の外部調達（負債・資本）と、調達した資金の投資・運用状況（資産））を表す表です。

資 産 の 部		
1 固定資産	円	円
（1）有形固定資産	56,089,242,846	
（2）無形固定資産	430,531,225	
（3）投資	267,000,000	
固定資産合計		56,786,774,071
2 流動資産	円	円
（1）現金預金	3,798,033,299	
（2）未収金	775,285,324	
（3）有価証券	900,000	
（4）貯蔵品	33,377,280	
流動資産合計		4,607,595,903
資産合計（1+2）		61,394,369,974
負 債 の 部		
3 固定負債	円	円
（1）他会計借入金	200,000,000	
（2）引当金	327,191,442	
固定負債合計		527,191,442
4 流動負債		
（1）未払金	1,197,236,815	
（2）その他流動負債	15,483,577	
流動負債合計		1,212,720,392
負債合計（3+4）		1,739,911,834
資 本 の 部		
5 資本金	円	円
（1）自己資本金	12,525,268,224	
（2）借入資本金	28,554,427,696	
資本金合計		41,079,695,920
6 剰余金		
（1）資本剰余金	16,756,677,475	
（2）利益剰余金	1,818,084,745	
剰余金合計		18,574,762,220
資本合計		59,654,458,140
負債資本合計（3+4+5+6）		61,394,369,974

資産合計（61,394,369,974）＝負債資本合計（61,394,369,974）となることからバランスシートといいます。



1.4.3 水道事業業務実績



(1) 水道事業業務実績

項目	年度		
	2 1	2 2	2 3
人 口 (人)	265,921	264,465	263,326
給 水 人 口 (人)	260,507	259,193	258,060
普 及 率 (%)	98.0	98.0	98.0
給 水 戸 数 (戸)	117,394	117,765	118,514
総 給 水 量 (m ³)	*30,039,611	30,797,796	30,344,366
有 収 水 量 (m ³)	*25,310,718	26,197,309	26,048,845
(一 般 家 庭 用) (m ³)	17,075,392	17,784,160	17,814,159
(官 公 署 用) (m ³)	2,316,099	2,249,280	2,131,120
(学 校 用) (m ³)	591,567	617,892	609,101
(病 院 用) (m ³)	827,662	865,085	850,258
(事 務 所 用) (m ³)	339,986	351,323	349,838
(営 業 用) (m ³)	2,753,871	2,788,258	2,717,017
(工 場 用) (m ³)	1,380,496	1,511,094	1,543,366
(そ の 他) (m ³)	25,645	30,217	30,547
一 日 最 大 給 水 量 (m ³)	91,482	95,413	92,570
一 日 平 均 給 水 量 (m ³)	*82,300	84,378	82,908
有 収 率 (%)	*84.3	85.1	85.8
配 水 管 延 長 (m)	*1,333,872	1,448,864	1,452,690
職 員 数 (人)	186	183	173
供 給 単 価 (円)	*188.87	219.86	225.92
給 水 原 価 (円)	*203.19	201.66	200.92

※の項目について、江迎町・鹿町町分を含まない

平成 23 年度の年間総有収水量は、「上段＝水道料金の対象となった水量＋消防用水量」、「下段＝水道料金の対象となった水量」を記載

(2) 配水状況

項目	年度			
	2 1	2 2	2 3	
配 水 量 (千m ³)	30,040	30,798	30,344	
年 間 有 効 水 量	有 収 水 量 (千m ³)	25,311	26,198	26,049
	%	84.3	85.1	85.8
	有 効 無 収 水 量 (千m ³)	1,106	839	775
	%	3.6	2.7	2.6
有 効 率 (%)	87.9	87.8	88.4	
無 効 漏 水 量 等 (千m ³)	3,623	3,761	3,520	
	%	12.1	12.2	11.6

平成 21 年度の数値は江迎町・鹿町町分を含まない

珠道

2.1 事業沿革

佐世保市下水道のあゆみ

（下水道の創設）

本市の下水道事業は、昭和21年度から戦災復興土地区画整理事業の一環として合流式（汚水・雨水を一緒に流す方式）として計画されましたが、昭和23年の集中豪雨により従来の計画を見直し、汚水と雨水を分離する分流式としました。昭和24年度に認可を受け事業に着手し、昭和36年9月に供用を開始しました。

（事業経過）

本市の公共下水道の全体計画（汚水）は、地勢の関係から市の中心部並びに日宇、早岐地区等を含む中部処理区、相浦川流域を主体とした西部処理区及びハウステンボス地区の針尾処理区、平成21年度末合併した江迎川流域を主体とした江迎処理区の4処理区とし、処理区毎に下水道終末処理施設を配置して公共下水道の整備を図るものです。

既認可区域の整備については、進捗状況並びに本市の財政状況等を勘案し、段階的に整備区域の拡大を図ることとしています。

下水道法事業認可年月日	計画及び計画変更の概要
昭和24年7月26日	分流式の採用
昭和38年5月28日	処理区域の拡張、計画処理人口の変更等
昭和38年12月9日	終末処理場の計画変更
昭和46年12月13日	処理区域の拡張、計画処理人口の追加等
昭和49年12月12日	処理区の追加
昭和51年8月4日	処理施設内設備、管渠の変更
昭和53年10月6日	処理施設の計画変更
昭和55年7月24日	事業年度の延長、幹線の変更等
昭和57年10月13日	処理地区、施設の追加、排水区の追加
昭和61年3月5日	処理区域の拡張、施設追加
平成1年5月11日	処理区域の拡張、計画処理人口、計画処理能力の変更
平成3年10月8日	処理区域の拡張、処理分区の追加、施設の変更・廃止
平成5年3月22日	汚泥処分法の変更
平成6年11月28日	雨水幹線管渠の変更
平成10年3月27日	処理区域の拡張、処理分区、施設の追加
平成13年8月8日	処理区域の拡張、処理区、施設の追加、再生水利用区域の追加
平成17年6月14日	排水区、施設の追加
平成19年9月18日	全体計画フレーム等の見直し、処理分区、施設の変更追加
平成21年1月30日	雨水幹線の追加及び廃止、排水区、施設の追加
平成22年6月22日	施設、下水放流地点の変更
平成23年3月24日	再生水利用施設の追加、雨水調整池の変更

(佐世保市上下水道ビジョン)

平成20年4月に水道事業及び下水道事業のマスタープランとなる「佐世保市上下水道ビジョン」を策定しました。これは、国のビジョンや本市の第6次総合計画を踏まえて基本理念を示しています。

基本理念

「信頼される水道及び下水道を次の100年へ」

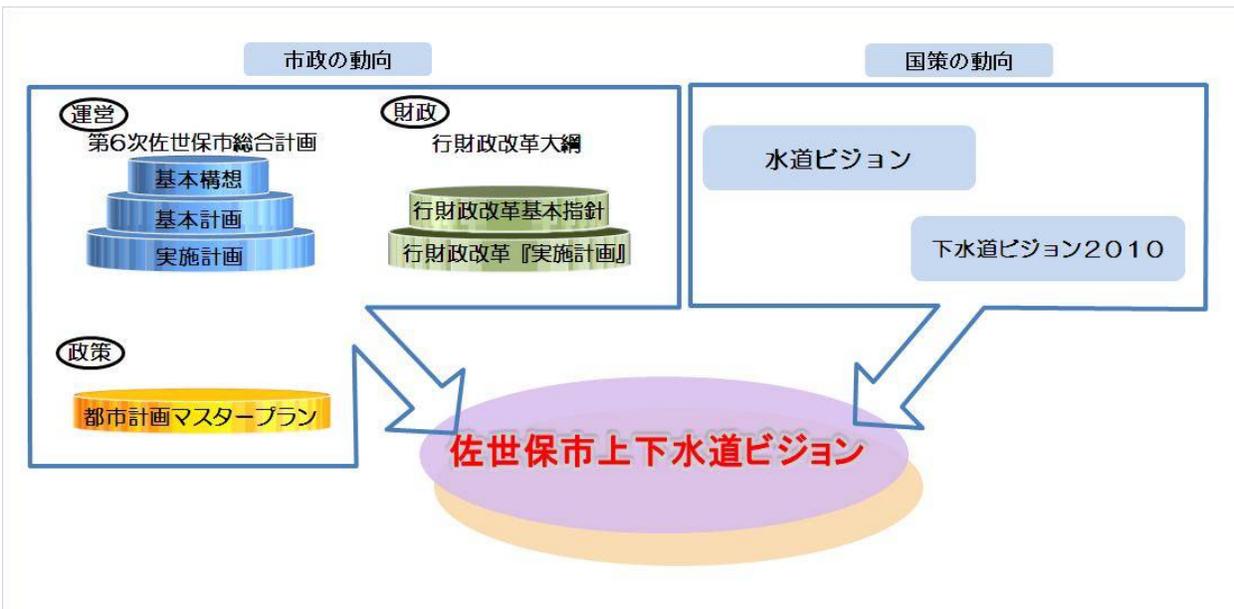
佐世保市上下水道ビジョンのうち下水道事業に関して、基本理念を元に基本方針を示しております。

基本方針

「暮らしを支え、快適な環境をつくる下水道」

「環境に配慮した下水道」

佐世保市水道局では、上記を基本理念として掲げ、基本方針を基に現実の問題・課題に対応しております。



2.2 平成23年度事業概況

本年度も、「暮らしを支え、快適な環境をつくる下水道」「環境に配慮した下水道」の基本方針をふまえて、下水道施設の維持管理・改良整備及び更新等を実施しました。主な事業概況は次のとおりです。

(排水状況)

有収排水量は、13,005,145 m³で、前年度 12,872,825 m³と比べ 132,320 m³ (1.0%) 増加しました。

(下水道普及促進)

【補助事業】

- ・ 中部処理区（主に有福・広田・早岐・船越地区）の管渠布設（延長4,395m）が完成しました。また西部処理区（主に相浦・新田・日野地区）の管渠布設（延長2,495m）が完成しました。さらに江迎処理区の管渠布設（延長1,690m）が完成しました。

【単独事業】

- ・ 中部処理区の枝線未整備地区の管渠布設（延長4,173m）が完成しました。また、西部処理区の枝線未整備地区の管渠布設（延長1,775m）が完成しました。さらに、江迎処理区の枝線未整備地区の管渠布設（延長220m）が完成しました。



【開削工法による工事】



【推進工法による工事】

【老朽化施設の更新、機能向上】

- ・ 中部下水処理場整備において、2系水処理施設最終沈殿池の汚泥掻寄機設備および、第一沈砂池の交流安定化電源設備の更新が完了しました。また、前畑マンホールポンプ設備、天神ポンプ場の直流電源設備の更新が完了しました。



【中部下水処理場 汚泥掻寄機設備】



【前畑マンホールポンプ設備】

（水洗便所改造等融資資金利子補給制度）

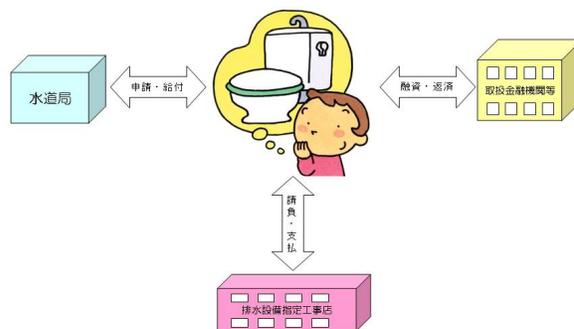
※平成 22 年度から、水洗便所改造等に係る融資資金の利子補給制度を実施しております。

【水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度概要・イメージ図】

水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度

（H22.4.1以降）

公共下水道の処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造するために要する費用を水道局の取扱金融機関等から融資を受け、その融資金を完済した場合、支払利息を補給する制度です。



（経営状況）

事業収益は、3,375,873 千円で前年度 3,302,228 千円に比べ、73,645 千円（2.2%）増加しました。また、事業費用は、3,231,831 千円で前年度 3,042,891 千円に比べ、188,940 千円（6.2%）増加しました。

よって、事業収益から事業費用を差し引いた収支差引きは 144,042 千円の純利益を生じました。

2.3 平成23年度主な出来事

4月

1 日 機構改革の実施

水道及び下水道施設の建設から維持までを一体的に行うとともに、一部の営業所を廃止し、閉鎖するなど、経営健全化のため効率的な組織の再編を行いました。

下水道使用料のコンビニエンスストアでの収納を開始しました。

下水道使用料の納付選択制（隔月または毎月）を開始しました。

ハウステンボスの再生水利用施設の運用を開始しました。

7月

31 日 水の日 in SASEBO

下水道に関するパネル展示や下水道相談コーナーを設置し相談受付を行いました。



9月

公共下水道供用開始50周年

昭和24年に国の事業認可を受けて、雨水と汚水に分けて排除する分流式の下水道建設事業に本格的に着手し、昭和36年9月から供用開始して以来、平成23年で50周年を迎えました。

1 日～10 日 下水道週間

下水道普及促進のため広報活動を行いました。

- ・下水道普及促進啓発のぼりの掲示
- ・下水道普及促進啓発横断幕の歩道橋への掲示
- ・広報車両による下水道普及促進
- ・パネル展示（9/5～9/9）

6 日 下水道排水設備工事優秀施工業者表彰式

第51回「下水道の日」に合わせ下水道排水設備工事優秀施工業者の表彰を行いました。

（表彰対象業者）

- ・長田建設株式会社
- ・有限会社ザ・ニシムラ
- ・有限会社福田工業



次 業 網



2.4.1.1 資料編(事業部編・下水道)



(1) 下水処理場

佐世保市には4つの下水処理場があります。下水処理場は、汚水を処理し、河川、海（公共の水域又は海域）へ放流するための施設です。

名称	外観	処理能力	名称	外観	処理能力
中部下水処理場		81,500 m ³ /日 (認可計画数値)	針尾下水処理場		3,400 m ³ /日 (認可計画数値)
江迎浄化センター		1,200 m ³ /日 (現有能力数値)	西部下水処理場 (平成22年4月2日供用開始)		5,200 m ³ /日 (現有能力数値)

(2) 中継ポンプ場

中継ポンプ場は下水をポンプ設備で圧送する施設です。ポンプ設備以外にも、ゴミを取り除く設備や臭気を除去する設備などを有しています。

名称	外観	処理能力	名称	外観	処理能力
平瀬ポンプ場 (中部処理区)		24,610 m ³ /日 (認可計画数値)	大塔ポンプ場 (中部処理区)		13,133 m ³ /日 (現有能力数値)
天神ポンプ場 (中部処理区)		3,256 m ³ /日 (認可計画数値)	船越ポンプ場 (中部処理区)		1,551 m ³ /日 (認可計画数値)
鹿子前ポンプ場 (中部処理区)		2,383 m ³ /日 (認可計画数値)	立神ポンプ場 (中部処理区)		4,864 m ³ /日 (現有能力数値)
長坂汚水中継ポンプ場 (江迎処理区)		1,872 m ³ /日 (現有能力数値)	北平汚水中継ポンプ場 (江迎処理区)		1,440 m ³ /日 (現有能力数値)

(2) -2 中継ポンプ場 (小規模ポンプ場)

(2) -2-1 コンパクト型ポンプ場

ポンプ設備以外の機器を、最小限に減らした比較的小規模のポンプ場です。

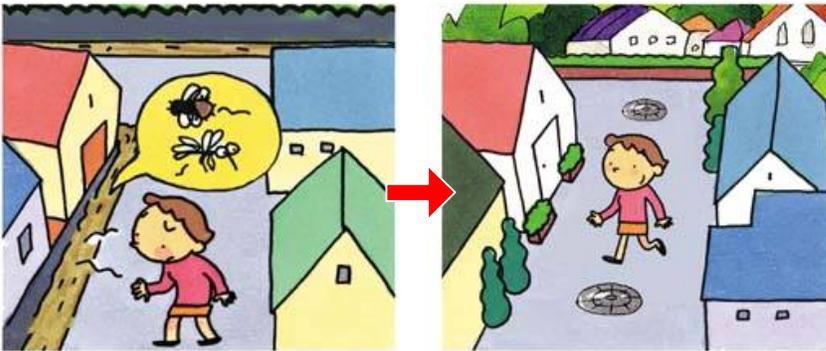
処理区	名称
中部処理区	クレールの丘1号中継ポンプ場ほか1箇所
針尾処理区	中継ポンプ場4箇所

(2) -2-2 マンホール形式ポンプ場

下水を送水するために必要なポンプ設備のみを持った、最も小規模なポンプ場です。

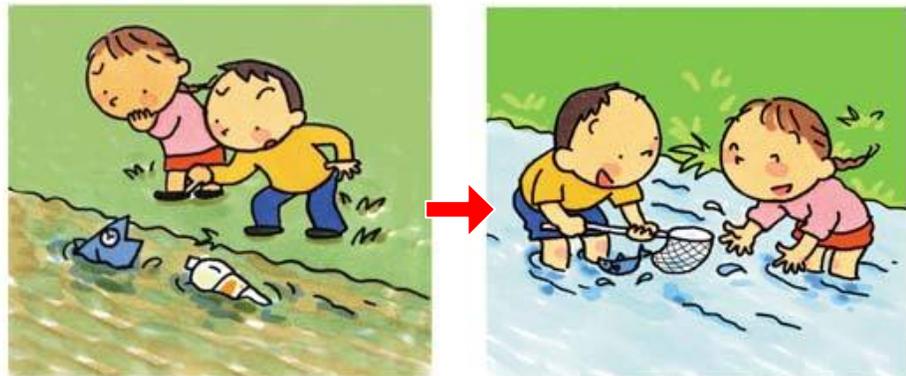
処理区	箇所数
中部処理区	東浜マンホールポンプほか34箇所
西部処理区	新田マンホールポンプほか5箇所
江迎処理区	深月マンホールポンプほか10箇所

下水道の整備で快適なくらし



生活環境の向上

河川の浄化



(3) 水洗化の普及促進

公共下水道が整備され、使用可能となった処理区域内では、遅滞なく公共下水道へ下水を排除するため、くみ取り便所を水洗便所に改造するなど、排水設備の設置が下水道法等によって義務付けられております。

本市においては、水洗化の促進を図るため、公共下水道の整備と同時に排水設備の設置を促すことはもとより、水洗化期限（公共下水道の整備から3年以内）の到来した未水洗家屋に対し、戸別訪問による指導を行っているほか、下水道について市民の関心と理解を深めてもらうため、あらゆる機会を利用してPRを行う等、普及促進に努めております。

(4) 排水設備普及状況

区分		年度	21年度	22年度	23年度
戸 数	① 処理区域内戸数 (戸)	中部	59,921	60,385	61,490
		西部	—	2,217	2,672
		針尾	295	303	316
		江迎	1,259	1,293	1,378
		計(A)	61,475	64,198	65,856
	② 水洗化戸数 (戸)	中部	54,670	55,180	55,822
		西部	—	1,705	1,910
		針尾	295	303	316
		江迎	841	923	952
		計(B)	55,806	58,111	59,000
人 口	③ 行政区域内人口(人) (C)		265,921	264,465	263,326
	④ 処理区域内人口 (人)	中部	140,246	137,499	137,164
		西部	—	5,607	6,405
		針尾	516	543	582
		江迎	2,937	2,999	3,202
		計(D)	143,699	146,648	147,353
	⑤ 水洗化人口 (人)	中部	128,519	126,159	124,652
		西部	—	4,426	4,819
		針尾	516	543	582
		江迎	1,915	2,153	2,235
計		130,950	133,281	132,288	
⑥ 普及率(%) (D/C)			54.04	55.45	55.96
⑦ 水洗化率(%) (B/A)			90.78	90.52	89.59



2.4.1.2 資料編(事業部編・再生水)

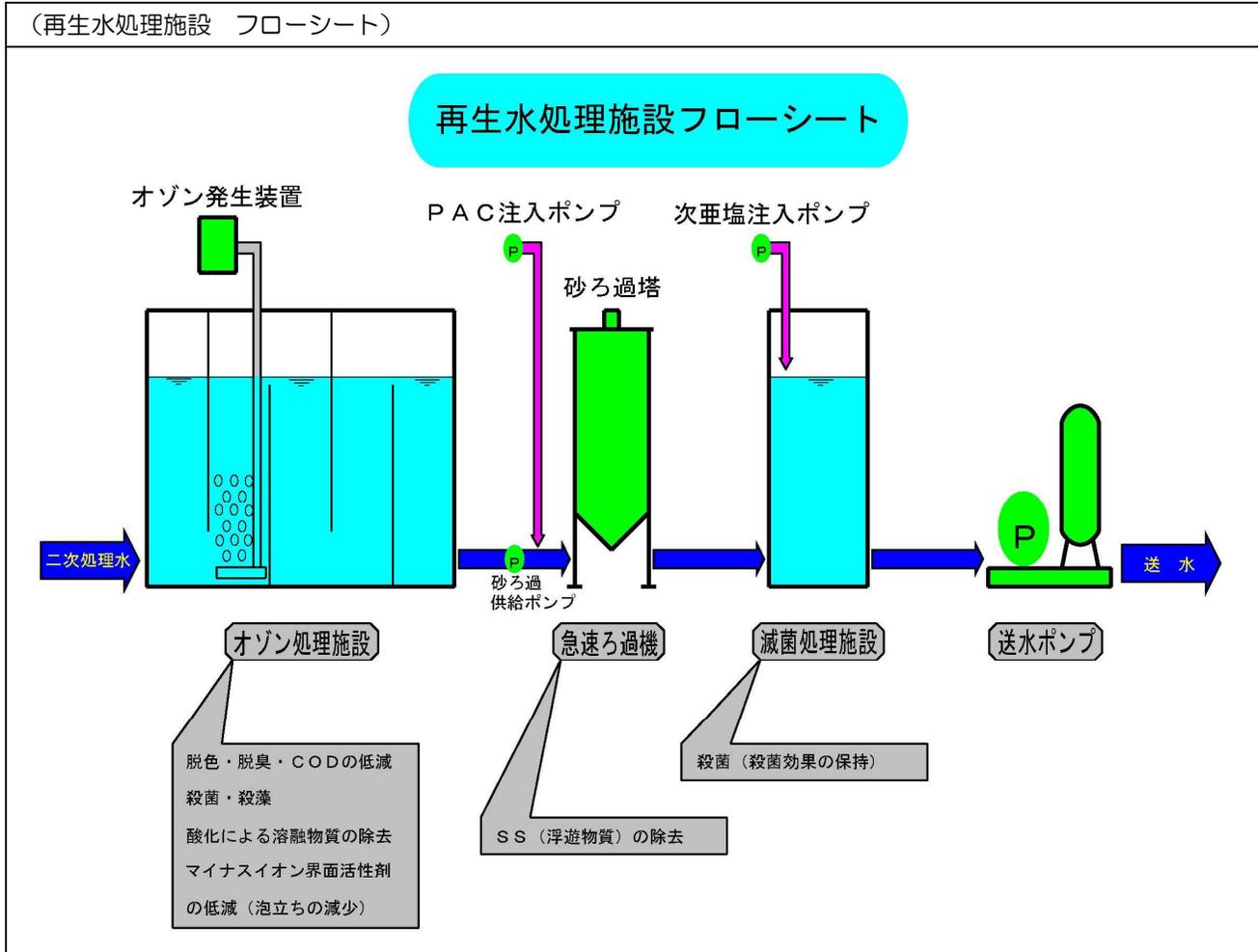


(再生水の利用)

循環型社会の形成という面から、下水処理水の再利用を促進し、水の有効利用を進めています。

名称	外観	施設内部	送水能力
再生水施設 (中部下水処理場)			500 m ³ /日

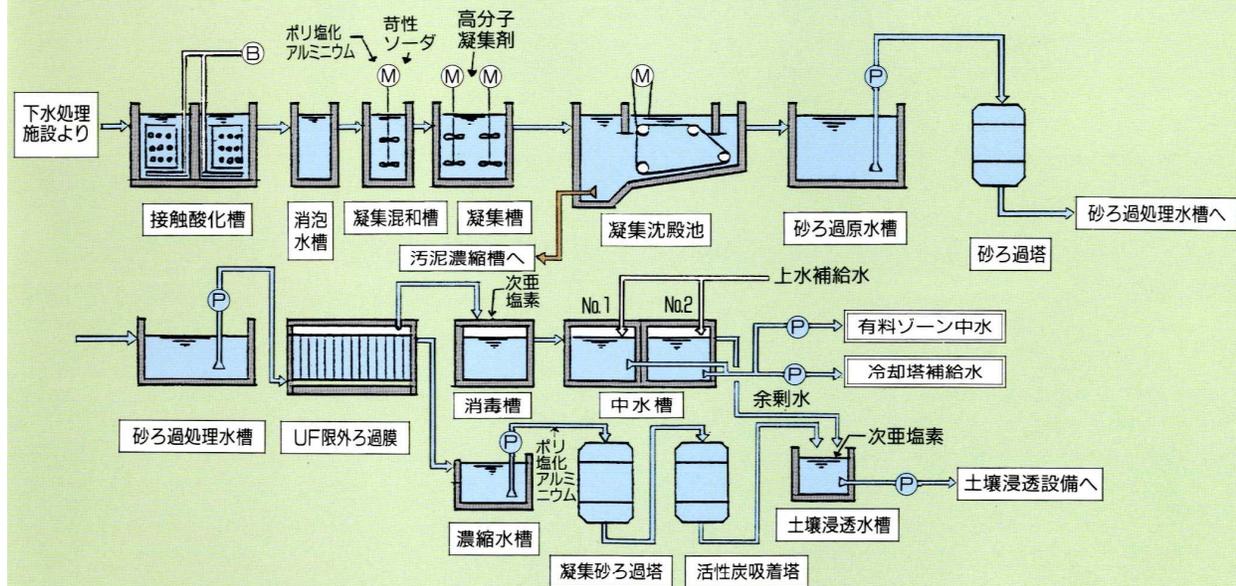
(再生水処理施設 フローシート)



名称	外観	施設内部	送水能力
高度処理施設 (針尾下水処理場)			2,700 m ³ /日

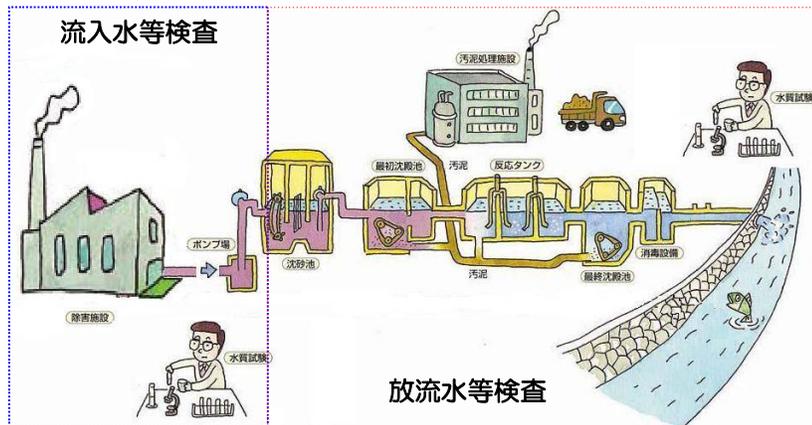
(針尾高度処理施設 フローシート)

排水再利用(高度処理)施設フローシート



2.4.1.3 資料編(事業部編・水質)

水道局では、各家庭や事業所から排出された下水を、市内4か所の下水処理場で処理しています。下水処理場への流入水と下水処理場から公共用水域への放流水、および下水処理工程を管理するため水質検査・汚泥検査をおこなっています。



流入水は微生物を利用した活性汚泥法により適切に処理されています。放流水は法律で水質基準が定められており、定期的な検査を行って周辺環境の水質保全に努めています。

平成23年度 中部下水処理場放流水の水質検査実績(年間平均値)

項目	放流水	放流基準(単位)
pH(水素イオン濃度)	7.3	5.8~8.6
SS(浮遊物質)	13	40(mg/l)
BOD(生物化学的酸素要求量)	11	15(mg/l)
T-N 全窒素	25	60(mg/l)(日間平均)
T-P 全りん	1.5	8(mg/l)(日間平均)
大腸菌群数	0	3,000(個/c m ³)

※上記表上の各項目はどれも水の汚れ具合を表すもので、pHを除いて、値が低いほど水がきれいであると言えます。

また、環境対策の一環として下水処理水を高度処理し再生水を作り佐世保駅周辺に供給しています。再生水は佐世保市再生水事業実施要綱により水質基準が定められており、水質が水洗トイレや散水に利用可能であるか検査を行っています。



2.4.2.1 資料編(経営管理部編・使用料及び負担金)



(1) (2か月料金)

※下記料金表により算出した額に別途消費税等を加算

種別	基本使用料		超過使用料(1 m ³ につき)	
	基本排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般汚水	20 m ³ まで	1,856 円	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	131 円
	ただし、 排除汚水量が 10 m ³ 以下の場合、 1,426 円となります。		40 m ³ を超え 100 m ³ まで	160 円
			100 m ³ を超え 200 m ³ まで	202 円
			200 m ³ を超えるもの	227 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき		5 円	

算出方法(例) 2か月で 50 m³使用した場合(消費税込み)

$$\left(\underbrace{1,856 \text{ 円}}_{(20 \text{ m}^3 \text{ までの基本使用料})} + \underbrace{(20 \text{ m}^3 \times 131 \text{ 円})}_{(超過使用料)} + \underbrace{(10 \text{ m}^3 \times 160 \text{ 円})}_{(消費税の加算)} \right) \times 1.05 = 6,379 \text{ 円}$$

(2) 下水道事業受益者負担金制度

① 受益者負担金とは

衛生的で住みよい環境をつくるためには、公共下水道の整備を急がなければなりません。しかし、公共下水道を整備するためには、多くの建設資金と長い年月を要します。下水道施設は道路や公園のようにだれもが利用できるものではなく、限られた区域の人しか利用できません。この下水道を、市民のみなさんからいただく税金だけでつくったのではまだ整備されていない区域に住んでいる方々にと



って、大変不公平になります。そこで、公共下水道の整備によってその利用を受ける区域の土地所有者などのみなさんに事業費の一部を負担いただき、下水道を一日も早く整備しようというのが受益者負担金の制度です。

本市では、昭和37年度までに下水道施設の整備が完了した102.08ha区域に対し、昭和38年度から下水道受益者負担金の賦課徴収を開始しました。

現在は、昭和47年10月佐世保都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(47年条例第43号)に基づいて負担いただいております。

②負担金の額および実績

(江迎負担区以外)

負担区の負担金の総額 = 当該負担区 × 受益者の土地面積

負担区 (主な地区)	1㎡あたり負担金	負担区 (主な地区)	1㎡あたり負担金
第1負担区 (旧市街地)	106円	第5負担区 (もみじが丘・大塔地区)	460円
第2負担区 (旧市街地の周辺地区)	161円	第6負担区 (早岐・広田・船越地区)	465円
第3負担区 (鹿子前地区)	310円	第7負担区 (有福・相浦・日野地区)	465円
第4負担区 (天神・黒髪・日宇地区)	400円		

※負担金額の算定については、事業に要する経費を根拠としています。従って、負担金額は一律のものとして算定するのではなく、事業実施年度や地域の状況により、市内を幾つかの区域に分割し、それぞれの区域について負担金を決定するという方法をとっています。

(平成23年度賦課実績)

総地積	賦課地積	調定額
246,308㎡	197,046㎡	89,000,150円

(江迎負担区)

受益者が保管する市の水道メーター口径に応じ、下表に定める額

水道メーター口径	金額
20ミリメートル以下	100,000円
25ミリメートル	174,000円
30ミリメートル	275,000円
40ミリメートル	565,000円
50ミリメートル	988,000円
75ミリメートル以上	2,723,000円

(平成23年度賦課実績)

賦課件数	調定額
560件	9,338,000円



2.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市下水道事業損益計算書（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）

当年度事業の経営成績を表したものが損益計算書です。経営成績とは、結果として一年間にどのくらい利益を出したのか、損失が生じたのかを表現しています。

下水道事業収益（営業収益＋営業外収益）－下水道事業費用（営業費用＋営業外費用＋特別損失）
＝利益（儲け・黒字）または 損失（損・赤字）

1	営業収益	円	円	円
	(1) 下水道使用料	1,913,516,641		
	(2) 雨水処理負担金	99,705,172		
	(3) その他営業収益	40,619,423	2,053,841,236	
2	営業費用	円	円	円
	(1) 管渠費	312,242,603		
	(2) ポンプ場費	70,024,410		
	(3) 処理場費	717,733,964		
	(4) 総係費	207,681,081		
	(5) 減価償却費	1,084,986,889		
	(6) 資産減耗費	10,992,368	2,403,661,315	
	営業損失			349,820,079
3	営業外収益	円	円	円
	(1) 受取利息及び配当金	1,233,189		
	(2) 他会計補助金	1,317,681,783		
	(3) 雑収益	3,043,894	1,321,958,866	
4	営業外費用	円	円	円
	(1) 負担金徴収事務費	28,072,864		
	(2) 支払利息及び企業債取扱諸費	673,427,671		
	(3) 雑支出	61,659,412	763,459,947	558,498,919
	経常利益			208,678,840
5	特別利益			
	(1) 固定資産売却益	72,500	72,500	
6	特別損失	円	円	円
	(1) 過年度損益修正損	8,821,803		
	(2) その他特別損失	55,887,310	64,709,113	△64,636,613
	当年度純利益			144,042,227
	前年度繰越欠損金			4,445,812,809
	当年度未処理欠損金			4,301,770,582

佐世保市下水道事業損益計算書 (H21~H23)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額 (円)	構成比率 (%)	金額 (円)	構成比率 (%)	金額 (円)	構成比率 (%)
下水道事業収益	3,026,786,865	100.0	3,302,227,747	100.0	3,375,872,602	100.0
営業収益	1,933,765,450	63.9	1,998,511,192	60.5	2,053,841,236	60.9
下水道使用料	1,818,446,512	60.1	1,891,425,177	57.3	1,913,516,641	56.7
雨水処理負担金	107,302,042	3.5	104,006,682	3.1	99,705,172	3.0
その他営業収益	8,016,896	0.3	3,079,333	0.1	40,619,423	1.2
営業外収益	1,093,021,415	36.1	1,303,716,555	39.5	1,321,958,866	39.1
受取利息及び配当金	671,416	0.0	843,402	0.0	1,233,189	0.0
他会計補助金	1,074,098,434	35.5	1,299,297,792	39.4	1,317,681,783	39.0
住宅地域汚水処理施設使用料	13,932,089	0.5	2,296,410	0.1	0	0
雑収益	4,319,476	0.1	1,278,951	0.0	3,043,894	0.1
特別利益	0	0.0	0	0.0	72,500	0.0
下水道事業費用	2,658,332,997	100.0	3,042,890,892	100.0	3,231,830,375	100.0
営業費用	1,867,203,251	70.2	2,275,892,707	74.8	2,403,661,315	74.4
管渠費	242,332,964	9.1	250,064,653	8.2	312,242,603	9.7
ポンプ場費	57,669,514	2.2	69,327,399	2.3	70,024,410	2.2
処理場費	564,812,293	21.2	661,112,177	21.7	717,733,964	22.2
総係費	193,378,443	7.3	218,505,320	7.2	207,681,081	6.4
減価償却費	808,608,044	30.4	1,071,212,549	35.2	1,084,986,889	33.6
資産減耗費	401,993	0.0	5,670,609	0.2	10,992,368	0.3
営業外費用	781,963,521	29.4	758,985,014	24.9	763,459,947	23.6
負担金徴収事務費	22,901,107	0.9	25,176,971	0.8	28,072,864	0.9
住宅地域汚水処理施設費	10,893,877	0.4	0	0.0	0	0.0
支払利息及び企業債取扱諸費	681,978,264	25.6	689,870,443	22.7	673,427,671	20.8
雑支出	66,190,273	2.5	43,937,600	1.4	61,959,412	1.9
特別損失	9,166,225	0.4	8,013,171	0.3	64,709,113	2.0
当年度純利益 (△純損失)	368,453,868		259,336,855		144,042,227	

佐世保市下水道事業貸借対照表（平成24年3月31日）

事業の財政状態（資金の外部調達（負債・資本）と、調達した資金の投資・運用状況（資産））を表す表です。

資 産 の 部		
1 固定資産	円	円
（1）有形固定資産	82,553,108,113	
（2）無形固定資産	2,093,500	
（3）投資	18,427,600	
固定資産合計		82,573,629,213
2 流動資産		
（1）現金預金	3,894,361,065	
（2）未収金	170,653,306	
流動資産合計		4,065,014,371
資産合計（1+2）		86,638,643,584
負 債 の 部		
3 固定負債	円	円
（1）引当金	292,800,000	
固定負債合計		292,800,000
4 流動負債		
（1）未払金	1,196,823,296	
（2）その他流動負債	2,800,478	
流動負債合計		1,199,623,774
負債合計（3+4）		1,492,423,774
資 本 の 部		
5 資本金	円	円
（1）自己資本金	17,226,963,851	
（2）借入資本金	29,436,185,528	
資本金合計		46,663,149,379
6 剰余金		
（1）資本剰余金	42,784,841,013	
（2）欠損金	4,301,770,582	
剰余金合計		38,483,070,431
資本合計		85,146,219,810
負債資本合計（3+4+5+6）		86,638,643,584

資産合計（86,638,643,584）＝負債資本合計（86,638,643,584）となることからバランスシートといえます。

2.4.3 下水道事業業務実績

年度 項目	2 1	2 2	2 3
人 口 (人)	265,921	264,465	263,326
全 体 計 画 面 積 (ha)	4,970.00	4,936.00	4,936.00
整 備 済 面 積 (ha)	2,742.30	2,791.03	2,877.60
面 整 備 率 (%)	55.2	56.5	58.3
普 及 率 (%)	54.0	55.5	56.0
処 理 区 域 内 戸 数 (戸)	61,475	64,198	65,856
水 洗 化 率 (%)	90.8	90.5	89.6
水 洗 化 戸 数 (戸)	55,806	58,111	59,000
有 収 排 水 量 (m ³)	*12,289,199	12,872,825	13,005,145
汚 水 管 延 長 (m)	549,792	559,568	576,048
職 員 数 (人)	59	60	61
処 理 原 価 (円)	*212.80	233.80	241.37
内 維 持 管 理 費 (円)	*91.52	97.0	106.16
使 用 料 単 価 (円)	*147.97	146.93	147.14
年 間 下 水 道 使 用 料 (千 円)	*1,818,447	1,891,425	1,913,517

※の項目について、江迎町分を含まない

【用語説明】本資料中（下水道）の用語の意味を記載しております。

用語	内 容
人 口	佐世保市内の住民基本台帳の人口及び佐世保市内の外国人登録人口の合計。
全 体 計 画 面 積	将来の地域の状況に対応した長期的な下水道整備の実施計画面積。
整 備 済 面 積	排水区域+未供用箇所の管渠整備済み区域の面積。
面 整 備 率	全体計画面積のうち、整備済み面積の率。（未供用面積含む）
普 及 率	下水道が普及状況を示す指標のこと。人口に対する下水道を利用できる人口の割合のこと。下水道普及率・下水道処理人口普及率ともいう。
処 理 区 域 内 戸 数	供用開始（下水道法第9条第2項）の公示がなされている区域の戸数をいう。
水 洗 化 率	処理区域内戸数のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理しているものの割合。
水 洗 化 戸 数	処理区域内戸数のうち、水洗化を完了している戸数のこと。
汚 水 管 延 長	汚水管渠の整備済み延長。（未供用管渠含む）
排 水 区 域	公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。（下水道法第2条7号）
処 理 区 域	排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。（下水道法第2条8号）

機械構

3.1 機構図

(平成24年3月31日現在)

	部	課及び準課	グループ
佐世保市水道事業及び下水道事業管理者	経営管理部	経営管理課	企画調整グループ
			調達グループ
			経営グループ
			職員グループ
		営業課	業務グループ
			料金グループ
	計量グループ		
	事業部	水道事業課	給水装置グループ
			建設改良グループ
			配水グループ
			維持第一グループ
			維持第二グループ
			東部管理グループ
		(準)水道計画室	
		水道施設課	水道施設グループ
			浄水グループ
			広田浄水場グループ
		北部管理事務所	北部管理グループ
		(準)宇久営業所	
		下水道事業課	下水道普及促進グループ
			下水道計画グループ
			下水道建設第一グループ
	下水道建設第二グループ		
下水道維持グループ			
下水道施設課	下水道施設グループ		
水質管理センター	水道グループ		
	下水道グループ		

3.2 事務分掌

課 名	事務分掌
経営管理課	条例、規程等及び議案に関すること 物品の購入及び工事等の契約に関すること 指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店に関すること 企画調整に関すること 上下水道ビジョンに関すること 財産管理に関すること 水道事業及び下水道事業の経営及び財政計画に関すること 水道事業及び下水道事業の予算及び決算に関すること 水道事業及び下水道事業の財政計画、企業債及び補助金に関すること 職員の身分、服務、勤務条件その他人事に関すること 職員の給与及び福利厚生に関すること 労務管理に関すること
営業課	水道料金、下水道使用料等の納入通知書発行に関すること 収入金全般の調定及び収納に関すること 電子計算業務に関すること 給排水使用及び廃止に関する諸願届の受付及び処理に関すること 料金の精算及び開閉栓に関すること 水道料金等の未納金の督促及び滞納整理、給水の停止処分に関すること 使用水量の計量及び調定に関すること メーターの管理、取替え、試験及び調査に関すること
水道事業課	給水装置等の工事に伴う審査、検査等に関すること 給水装置等の構造、材質及び施工方法に関すること 小規模開発行為の給水に関すること 給水管の維持管理に関すること 漏水防止に関すること 配水管の維持管理に関すること 配水管等の改良工事に関すること 配水管等の布設替工事に伴う監督に関すること
水道計画室	水道事業の認可及び水道水源の確保対策に関すること 水道の総合計画及び改良計画に関すること 水道の拡張工事及び水源対策に係る工事に関すること
北部管理事務所	小規模開発行為の給水に関すること 配・給水管の維持管理及び高部揚水に関すること 加入金、負担金、諸工事費の徴収に関すること

課 名	事務分掌
宇久営業所	水道施設の維持管理に関すること 水道料金、加入金、負担金、諸工事費の徴収に関すること
水道施設課	取水、貯水、導水、浄水及び配水施設の改良工事に関すること 水道施設の電気設備に関すること 高部揚水に関すること 水源地・取水場及び浄水場の維持管理に関すること 導水管及び送水管の維持管理に関すること
下水道事業課	下水道事業受益者負担金の賦課に関すること 下水道の事業計画及び国庫補助事業申請の統括に関すること 開発行為に伴う下水道施設の審査及び指導監督に関すること 下水道の普及及び私道等の公共下水道設置要望の事務処理に関すること 下水道管渠施設の設計、施工監督に関すること 下水処理場及びポンプ場施設増改築の土木建築工事に関すること 下水道管渠等の維持管理に関すること 排水設備及び除害施設に関すること 井戸水等の下水道放水量の認定に関すること
下水道施設課	下水処理場及びポンプ場施設の増改築計画に関すること 下水処理場及びポンプ場施設の維持管理に関すること 下水処理場及びポンプ場施設増改築の電気機械工事に関すること
水質管理センター	水道の水質試験に関すること 水道の水質の保持、改善及び研究に関すること 下水の水質試験に関すること 下水処理の研究及び除害施設管理に関すること